

医療安全管理部門の役割（医療安全のための指針）

1 趣旨

本指針は、札幌外科記念病院における医療安全管理体制の確立、医療安全のための具体的方策及び医療事故発生時の対応方法等について指針を示すことにより、適切な医療安全管理を推進し、安全な医療の提供に資することを目的とする。

2 医療安全管理のための基本的考え方

医療安全は、医療の質にかかわる重要な課題である。また、安全な医療の提供は医療の基本となるものであり、病院及び職員個人が医療安全の必要性・重要性を自ら課題と認識し、医療安全管理体制の確立を図り、安全な医療の遂行を徹底することが最も重要である。

このため、当院は本指針により医療安全管理委員会を設置して医療安全管理体制を確立するとともに、関係者の協議のもとに医療安全管理規程及び医療安全管理のためのマニュアル（以下「マニュアル等」という。）を作成する。

また、インシデント・アクシデント事例及び医療事故の評価分析によりマニュアル等の定期的な見直しを行い、医療安全管理の強化充実を図る。

3 医療安全管理規程

医療安全管理規程には以下の事項を規定する。

- ア 医療安全管理の関する基本的考え方
- イ 医療安全管理のための院内体制の整備
- ウ 医療安全管理委員会の設置及び所掌事務
- エ インシデント事例の報告体制
- オ 医療事故の報告体制
- カ 医療事故発生時の対応
- キ 医療安全管理のための職員研修に関する基本方針
- ク 患者等に対する医療安全管理規程の閲覧に関する基本方針
- ケ その他医療安全管理に関する事項

医療安全管理規程は希望により開示しています。

ご希望の方は医療福祉相談室までお申し出ください。

4 医療安全管理部門の設置

当院に、診療部門、薬剤部門、看護部門、事務部門、検査部門、放射線部門、栄養部門、リハビリ部門及び医療福祉相談部門の職員からなる医療安全管理部門を設置する。

5 患者相談窓口の設置

患者等からの苦情、相談に応じられる体制を確保するために、当院に患者窓口を常設する。

患者相談窓口には、その活動の趣旨、設置場所、担当者及び責任者並びに対応時間等について掲示する。

患者相談窓口の活動に当たっては、当該相談により患者や家族等が不利益を被らないような適切な配慮を行う。

苦情や相談のうち、医療安全にかかわるものについては、医療安全管理担当者に報告し、当該施設の安全対策の見直し等に活用する。